

調達管理番号： 20a00856

国名：セネガル国

組織：人間開発部保健第一グループ

案件名：セネガル国健康保険制度強化プロジェクト（Dooleel CMU）フェーズ2 詳細計画策定調査（評価分析／保健財政）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析／保健財政
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年2月下旬から2021年5月下旬
- (2) 業務 M/M：現地 0.7M/M、国内 0.6M/M、合計 1.3M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	21日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年1月27日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年2月9日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査・保健 財政
対象国／類似地域	セネガル共和国／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができればなお可）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱予防接種証明書

6. 業務の背景

セネガル共和国（以下、セネガル）の保健指標は妊産婦死亡率 236（出生 10 万対）、新生児死亡率は 28（出生 1,000 対）、5 歳未満児死亡率は 56（出生 1,000 対）となっており、サブサハラ・アフリカや低中所得国の平均（それぞれ 534、27、76）と比較すると良好であるものの、SDGs の目標値（それぞれ 70、12、5）と大きな隔たりがある。また保健指標に関し、地域間及び経済水準による格差も著しい（上記指標はいずれも「人口保健調査 2017」より）。さらに近年、糖尿病や高血圧、がん等の非感染性疾患（以下「NCD」という。）が増加しており、特に地方や貧困層における医療費負担の増加も大きな課題となっている（国家保健社会開発計画（PNDSS 2019-2028））。

かかる状況下、セネガル政府は「セネガル新興計画（PSE）」及び「PNDSS 2019 - 2028」の中で、保健医療・社会サービス提供の改善、社会的弱者に対する医療保障の拡充、これらを支えるガバナンスと財政の強化等を優先課題に位置付け、「セネガル医療保障開発戦略（PSD-CMU 2013-2017）」にて 2022 年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下「UHC」という。）の達成を目標に掲げている。

当国では、全国民向けの医療保障制度が 2013 年に本格開始して以降、インフ

オーマルセクターを対象としたコミュニティ健康保険制度（Community-Based Health Insurance, CBHI）を導入してきた。保健共済組合（Mutuelle de Sante, MS）がコミュン（地方自治体）レベルに設置され（全国で 676）、MS は契約に基づいて医療機関による診療報酬請求に対して支払いを実行し、主にボランティアによって運営されている。

JICA はこれらの状況を踏まえて、本案件の前フェーズに位置付けられる技術協力「コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト（Dooleel CMU）」（実施期間：2017 年 10 月～2021 年 6 月）では、ジュールベル州、タンバクンダ州、ティエス州の各パイロット県において（3 州 3 県）、主に CBHI 制度の骨幹を担う保健共済組合（MS）の能力強化を主眼に置いた事業を行ってきた。MS の加入者情報や医療施設による医療費請求時等に利用される医療保障統合情報管理システム（SIGICMU）に関する研修実施を行い、ボランティアが運営する MS の組織立った運営に寄与するとともに、保健共済組合県連合（MS 県連合）や医療保障庁の MS スーパービジョン能力の向上を行い、パイロット 3 県において、保健共済組合に対する診療報酬請求が 45 日以内で支払われる等の成果が出ている。加えて、開発政策借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）支援プログラム」（2016 年 11 月 L/A 調印、借款額 84.4 億円）を通じて、①保健財政戦略・関連投資計画の策定と政府予算の確保、②医療保障制度関連文書の策定、③母子保健をはじめとする保健医療サービスの量の拡充と質の向上に向けた戦略策定を促進することにより、最貧困層を主な対象とした保健医療サービスへの経済的及び物理的アクセスの拡充を図ってきた。

他国の CBHI 制度と比べると、政府による保険料の負担、給付パッケージ・保険料の統一化など、国の制度として統一性・持続性を担保する施策がとられているものの、コミュニティ健康保険への加入率の低さ（2019 年時点で 282 万人、人口の 17.4%）、無料医療制度と CBHI という二つの医療保障制度が統一されていない点や MS の事務処理能力不足等の課題が生じている。かかる状況を踏まえ、セネガル政府は 2019 年に制度改革の方針を発表し、これまで MS に任されていた業務を一つ上の行政単位である県レベルに移管し、その機能強化・役割拡大を検討してきた。特に、各医療施設から提出される医療費請求に対する審査体制がうまく機能していないとの課題が指摘されていることから、その実施能力の向上が必要不可欠であり、前フェーズの成果を面的に広げながらも新たな課題への対処を図るべく本案件が先方政府より要請された。2019 年の医療保障制度改革によると、MS に偏っていた機能のいくつかを MS 県連合の技術局（DirTAM）に集約させることになっており、DirTAM が本案件の能力強化の対象となる。

本案件では、前フェーズで作成されたマニュアルや研修モジュールなども活用しつつ、支援対象を各州 1 県から各州全県に拡大し（3 州 10 県）、主に MS 県

連合の能力強化を通じ、県レベルでのコミュニティ健康保険制度の実施体制を改善することを目指している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

(1) 国内準備期間 (2021年2月下旬～3月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握する(要請書や事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料及び先行する「コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト(Dooleel CMU)」等の資料・情報を収集・分析し、セネガルの開発計画における本プロジェクトの位置づけや、協力対象分野における政策・制度の現状・課題や開発動向を把握する)。
- ② 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針を検討する。
- ③ 現地で入手・検証すべき情報を整理し、カウンターパート機関や関係機関、他ドナー関係者に対する質問票(英文)を作成する。
- ④ PDM(案)(英文)、PO(案)(英文)及び事業事前評価表(案)(英文)を検討する。
- ⑤ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集・分析を行う。
- ⑥ 事前調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2021年3月下旬～4月中旬)

- ① JICA セネガル事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② 本調査の趣旨・実施方法について、セネガル側に説明を行う。
- ③ 以下の情報・資料を収集・分析し、必要に応じて関係者にインタビューを行い、現状を把握することで、プロジェクトの協力範囲、実現可能性、プロジェクトにおける保健省の役割やコストシェアの検討において機構団員に協力する。
 - a) セネガルの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - b) セネガルの医療保険制度や国民皆医療保障戦略の進捗及び主要

課題等の分析、並びに及び本プロジェクトの計画に反映すべき点の抽出

- c) 支援対象となる医療保障庁、県保健共済組合連合会、保健共済組合、医療機関等の能力（個人・組織・体制）の現状把握と、能力強化ニーズの抽出、支援方法・対象地域等の検討
 - d) セネガルにおいて JICA が実施中または形成中の他案件（技術協力プロジェクト「保健システムマネジメント強化プロジェクトフェーズ 2（PARSS2）」「母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ 3（PRESSMN3）」、円借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プログラムフェーズ 2」等）との相乗効果等について、本プロジェクトの計画に反映すべき点の抽出
 - e) 技術協力プロジェクト「コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト（Dooleel CMU）」の成果や達成状況等
 - f) 協力対象分野における世界銀行等の他ドナー・機関の援助動向
- ④ 調査団及びセネガル側と協議の上、PDM(案)（仏文・英文）、PO（案）（仏文・英文）、R/D（案）（仏文・英文）及び協議議事録（M/M）（仏文・英文）の作成に協力する。
 - ⑤ 評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)（英文）の作成に協力する。
 - ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA セネガル事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2021 年 4 月下旬～5 月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）・PDM(案)（和文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打ち合わせに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告(案)（和文）、事業事前評価表(案)（和文・英文）、PDM（案）（和文）、面談議事録、収集資料一式を参考資料として添付することとし、2021 年 5 月 10 日までに電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、東京⇄ドバイ⇄ダカールを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 3 月下旬～4 月中旬（仮：2021 年 3 月 28 日～4 月 17 日）を予定しています。

なお、新型コロナウイルスの流行の状況を踏まえ、契約交渉時においても渡航再開の目途が立たない場合は、調査内容を一部現地人材を活用するなどの代替案を検討し、遠隔調査実施を想定しています。契約履行期間中に現地渡航が可能になった場合には、現地業務の実施を検討しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 業務主任者（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析/保健財政（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA セネガル事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄仏語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ (TEL:03-5226-3578) にて配布します。

- コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト (Dooleel CMU) 関連資料
(事前評価表、PDM (最新版)、月次業務報告書、事業進捗報告書)
- セネガル国 UHC に関する情報収集・確認調査現地調査中間報告書 ② (2020年9月) (和文)
- セネガル国 UHC 支援可能性確認調査報告書 (2015年8月) (和文)
- Plan National de Développement Sanitaire et Social (PNDSS) 2019-2028 (仏文及び仮英訳)
- Plan d'investissement pour un système de santé et d'action sociale résilient et pérenne 2020-2024 (仏文)
- Plan stratégique de développement de la Couverture Maladie Universelle au Sénégal 2013-2017 (仏文及び仮英訳)
- Plan stratégique de développement de l'Agence de la Couverture Maladie Universelle 2017-2021 (仏文)
- Baseline Survey Report by the Project for Strengthening Capacity of Community Health Insurance System and Free Health Care Initiatives (英文・仏文)
- Enquête auprès des ménages sur la pauvreté et la couverture maladie universelle (仏文)
- Monitoring governance, management and operational capacity of mutual health organizations in three regions of Senegal: Findings from the 2017 survey (英文)

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト (Dooleel CMU) 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1602405&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
- 保健行政アドバイザー専門家業務報告書 (2020年7月) (和文)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000041921.pdf>

- セネガル国 タンバクンダ州及びケドゥグ州 保健システムマネジメント強化プロジェクト業務完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014969.html>
- セネガル共和国 ケドゥグ州保健施設整備計画準備調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256745.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上